

北九州市の次期教育プランの策定について（概要）

1 考え方

現在の「北九州市教育大綱」(以下「教育大綱」という。)と、「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン(教育振興基本計画)」(以下「教育プラン」という。)の計画期間が、共に令和5年度末で終了する。

次期教育プランは、以下の内容を踏まえながら策定する。

- ・国の教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）
- ・新たに策定した、市の「新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）」や「教育大綱」
- ・「北九州市次期教育プラン検討会議」での議論
- ・子どもの意見（アンケート等）、市民意見（パブリックコメント）

教育大綱・・・市長が、教育等の目標・施策に関する根本的な方針について、

計画期間
R6～10年度

「総合教育会議」の場で教育委員会と協議・調整した上で定めるもの
(地方教育行政法)

教育プラン・・・教育大綱を踏まえ、教育の基本的な計画(教育振興基本計画)として
教育委員会が定めるもの(教育基本法)

計画期間
R6～10年度

2 スケジュール(予定)

